

就労証明書

【記入例】

桜川市長宛

【注意事項】

◆就労証明書の有効期限は、証明日から3か月です。

◆こども家庭庁がHPで示す、標準的な様式（最新版）での提出も可能です。

◆修正液等での訂正は受理できませんのでご注意ください。

◆記入漏れや不備があった場合、保護者様もしくは記入担当者様に、電話での確認や再提出をお願いいたしますので、ご了承ください。

◆一度提出いただいた書類はお返しできませんので、必要な場合はコピー等をとってからご提出ください。

◆この証明書は、保育の要件を確認する以外の目的で使用することはありません。

◆証明内容について不正（虚偽）が認められた場合は、認定を取り消す場合があります。

その際は、保育施設を退園となります。

【お問合せ】 桜川市役所 保健福祉部 児童福祉課 保育グループ ☎0296-75-3156（直通）

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☒ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学术研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他（ ）

【保護者記載欄】